

不妊検査・不妊治療費の補助について

事前相談後の流れ

- ①医療機関にて、検査・治療を受ける
- ②医療機関で不妊治療等医療機関証明書を作成してもらう
- ③市へ申請する(1回の検査・治療が終了した日の属する年度の末日まで)



対象経費と補助額

不妊検査	1回ごとの出産における不妊の原因検索を目的とした不妊治療開始日までの検査	自己負担分に対し同一年度において5万円を限度に補助
一般不妊治療	保険適用の治療:タイミング療法、人工授精、薬物療法	保険診療自己負担分全額補助(負担限度額まで)
生殖補助医療	回数制限内の保険適用の治療:採卵、採精(男性不妊治療)、体外受精、顕微授精、受精卵・胚培養、胚凍結保存、胚移植	保険診療自己負担分全額補助(負担限度額まで)
先進医療	先進医療として国告示されている不妊治療関連の技術(回数制限内の生殖補助医療と併用して実施されたもののみ)	自己負担分に対し、1回の治療につき10万円を上限とし、同一年度に2回を限度に補助

申請に当たっての注意点

●申請期限

1回の検査・治療が**終了した日**の属する年度の末日まで
※申請期限終了後の申請は、受理できません。
※やむを得ない理由により申請期限内に申請ができない場合は、申請期限内にこども家庭センターまでご相談ください。

●治療が「終了した日」とは

- (1)妊娠判定日または妊娠に至っていないと判断した日
 - (2)医師の判断上より治療を終了した日
- 上記のいずれかを指します。
(いずれの場合も医師が不妊治療等医療機関証明書に記載した治療期間の末日)
妊娠の確定した日や医療機関からの卒院日と同じ日とは限りません。自己判断はせず、医師にご確認ください。

限度額適用について

●マイナ保険証をご利用の方

申請時にマイナポータルで限度額区分を確認します。ログインができるか事前に確認してください。

●健康保険証をご利用の方

必ず限度額適用認定証を受診時受付に提示して治療を受けてください。

※有効期限にご注意ください。新しい保険証に差し替えてご使用になる際は、再度、限度額適用認定証の交付を受けてください。

付加給付について

付加給付とは、ご加入の健康保険が独自で行っている給付のことです。

1か月の間に1つの医療機関で高額な医療費がかかった場合、高額療養費の限度額には達していなくても、健康保険が定める限度額に達していれば、それを超えた金額が給付されます。

行方市の不妊検査・不妊治療費補助金交付事業では、付加給付の金額を差し引いて支給をします。

ご自身の健康保険に付加給付がある場合は申込の際に必ず申告してください。

【令和7年度に申請可能な検査・治療期間】



【令和8年度に申請可能な検査・治療期間】



【令和7年度に受理できない検査・治療期間】



【お問い合わせ】

こども課こども家庭センター(行方市保健センター内)

〒311-1704 茨城県行方市山田3282-10 TEL:0291-32-8555